

平成 14 年度第 6 回常務理事会議事録（抄）

日 時：平成 14 年 11 月 11 日（月）15：00～17：25

会 場：ルーテル市ヶ谷センター「第 1 会議室」

出席者：

会 長：中野 仁雄
副会長：野澤 志朗、藤井 信吾
理 事：荒木 勤、落合 和徳、佐藤 章、佐藤 郁夫、武谷 雄二、田中 憲一、
西島 正博、村田 雄二
監 事：青野 敏博、佐藤 和雄、藤本征一郎
幹 事：泉 章夫、岡本 愛光、斎藤 克、佐川 典正、澤 倫太郎、清水 幸子、
高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、藤森 敬也、村上 節、
矢野 哲
総会議長：高山 雅臣
総会副議長：小柴 壽彌、松岡幸一郎
顧問弁護士：平岩 敬一
事務局：飯島正一郎、荒木 信一

[資料]

第6回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第5回常務理事会議事録（案）

庶務1：2007第20回AOCOG準備に係わる取組み方針（案）

庶務2：他学会における理事長制の現況について

庶務3：理事長制導入に向けての骨子（案）

庶務4：理事長制導入骨子（案）に対する運営企画委員会委員からのご意見

庶務4-2：理事長制導入骨子（案）に対する運営企画委員会委員からのご意見についての理事長制導入ワーキンググループ吉田委員長私見[当日配付]

庶務4-3：理事長制導入についての会員へのお知らせ（案）[当日配付]

庶務5：鑑定人候補者リストへの応諾結果[当日配付]

庶務6：厚生労働省からの医療安全対策への協力依頼の書面

庶務7：日本哺乳動物卵子学会からの生殖補助医療型培養士資格認定に係わる書面

庶務8：日本不妊カウンセリング学会設立に係わる新聞記事

庶務9：日本産婦人科内視鏡学会技術認定制度規則

庶務10：日本学術会議の在り方に関する資料[当日配付]

専門医制度1：専門医認定制協議会の有限責任中間法人化に伴う資料

専門医制度2：厚生労働省との面談報告

専門医制度3：卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修カリキュラム（案）

専門医制度4：厚生労働省「臨床研修に関する省令等に対するご意見募集について」

社保1：外保連からの「手術基準」に関するアンケート結果

倫理1：産婦人科遺伝カウンセリング指導演（生殖）について

倫理2：「疫学研究に関する倫理指針」（平成14年6月17日文科科学省・厚生労働省）

学会のあり方検討委員会1：第3回学会のあり方検討委員会議事録[当日配付]

学会改革推進本部1：第9回学会・医会ワーキンググループ議事録[当日配付]

学会改革推進本部2：各部署における第1次中期目標・計画の進捗状況報告

学会改革推進本部2-2：第1次中期目標・計画

その他1：平成14年度第3回理事会次第[当日配付]

その他2：第55回総会運営に関する改革案（議長団）[当日配付]

15:00、会長・両副会長、常務理事の総数 11 名全員が出席した。
中野仁雄会長が開会を宣言。中野仁雄会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務、会計担当常務理事の計 3 名が選任され議事に入った。

・第 5 回常務理事会議事録の確認
修正なく承認した。

・業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務 (落合和徳理事)

{ ．本会関係 }

(1) 会員の動向

名誉会員の逝去

佐伯政雄^{さへきまさお}名誉会員 (神奈川) が 10 月 15 日に逝去された。ご家族のご意向で葬儀等は身内のみで執り行い、弔電、生花の儀は辞退された。

薄井 修代議員 (前総会議長、埼玉) が 10 月 24 日に逝去されたので会長名弔電、生花を手配した。

青野敏博監事が徳島大学学長に選出され、明年 1 月 10 日に就任される。

(2) 根津訴訟について

落合常務理事 から「10 月 9 日に第 15 回口頭弁論が行われた。

第 14 回口頭弁論における裁判長からの『学会として一定期間根津氏の行状をみた後に、真摯に再入会を検討できるか』との新提案について第 5 回常務理事会での審議の結果、12 月の第 3 回理事会の審議の結果を以て、本会の対応を決定することになった旨、裁判長に伝えた。

なお、原告側から『依頼者 (根津氏) のこともあるのであまり譲歩はできない。私どもの考える和解案を文書にして提出する』との発言があった」との報告があった。

本件に関し平岩弁護士 から「裁判は 12 月 7 日の第 3 回理事会における和解に関する本会の審議結果を待つ形で、同月 11 日に最終弁論が行われる予定である。ここで和解と判決の違いとそのメリット、デメリットにつき説明しておくが、和解とは判決によらないで裁判を終了させる手続きを言い、内容的には文書で明文化され、法的拘束力は判決と同じである。判決はその場で黑白がつくというメリットがあるが、判決に不服があれば控訴になり、時間がかかるというデメリットがある。一方、和解は双方譲歩の形をとるが、敗訴のリスクを負わず、その場で裁判が終結するというメリットを有する。

現在裁判長から示されている和解案は、本会の除名を有効とし、一定期間根津氏の行状を見た上で再入会を認められないかというものである。前回 (第 5 回) の常務理事会において『今回もし除名になっても和解となるとそれが前例になるのではないか』との指摘があったようであるが、その懸念には及ばない。

また『裁判長の新提案を受け入れるか否かは総会に諮るべき事項でないか』との点であるが、再入会については定款上の手続きに従って地方部会長の意見を聞き、会長が裁決するというところで問題ないと思う。ただ事柄上常務理事会、理事会の意見も参考にすることはあるかと思う」

本件説明を踏まえ以下の質疑があった。

中野会長 「現状につき平岩弁護士から明快な説明がされた。今後原告側から和解文書 (案) が提出されるものと考えてよろしいか」

平岩弁護士 「提出されるものと思われる」

中野会長 「原告側から和解文書（案）が来月 7 日の第 3 回理事会に間に合えば、それをもって本会の対応を協議したい」との発言があった。

落合常務理事 「平岩弁護士からは、今回の裁判長の和解提案が本会の非を認めるものでないことが説明されたと理解する」

中野会長 「裁判長の心証という点も考慮しなければならない」

以上の議論を踏まえ、本会としては最終的な対応を第 3 回理事会で協議することとした。

(3) 2007 第 20 回 AOCOG 準備に係わる取組み方針（案）について

第 5 回常務理事会において中野会長から諮問があった第 20 回 AOCOG 準備に係わる実行組織、資金、会期・開催地等につき、庶務及び渉外で取組み方針（案）を作成した。

[資料：庶務 1]

落合常務理事 から取組み方針（案）が資料に基づき説明された。

中野会長 から「予算スケジュール及び予算の支出項目についての検討はどうなっているのか」との質問があり、

落合常務理事 から「第 3 回理事会までの提出は難しいが、粗々の案を会計と相談の上、まずは常務理事会に提出したい」との回答があった。

本件協議の結果、取組み方針（案）を承認した。

(4) 理事長制導入骨子（案）について

運営企画委員会内「理事長制導入ワーキンググループ」において作成した理事長制導入骨子（案）について、通信で運営企画委員会委員各位に意見を伺った。

[資料：庶務 2、3、4]

落合常務理事 から資料 3 に基づき理事長制導入骨子（案）についての運営企画委員会委員各位からの意見につき説明があった。

運営企画委員会委員からの理事長制導入時期、タイムスケジュール、理事長・副理事長・（仮称）大会会長の位置づけ及び選任方法等についての意見に関し、運営企画委員会内理事長制導入ワーキンググループ **吉田委員長** から当日配付の資料庶務 4-2 に基づき詳細に回答及び対案が示された。

本件に関し以下の発言があった。

落合常務理事 「今後の審議により、理事長制導入案が承認されるとの条件つきであるが、実際にどのような形で会員へのお知らせとするかが重要であるため、お知らせの試案[資料：庶務 4-3]を作成したので本日配付させていただいた」

中野会長 「平成 17 年度理事長制導入の機を失すると、次は平成 19 年度スタートになってしまい、学会改革第 1 次中期目標の最終年度になってしまうという問題がある。今回の運営企画委員からの意見、それに対するワーキンググループ吉田委員長の対案により、論点が明確になってきた。因みに青野監事から意見が寄せられたが、それに関する対案はいかがか」

青野監事 「私の意見に対してきちんとして回答をいただいた」

落合常務理事 「理事長制導入は本会にとって、わけても重要な事柄であるので、常務理事会で十分な議論を尽くし、より論点整理した上で、第 2 回運営企画委員会、第 3 回理事会に臨みたく、本日配付の理事長制導入に関する各資料を十分ご検討いただき、ご意見をいただきたいと思う」

以上の発言を踏まえ **中野会長** から「今週末までに本件理事長制導入に関する骨子案、運営企画委員会委員からの意見に関する対案、会員へのお知らせ案等についての意見を事務局宛に寄せていただきたい。これら意見を集約した上で、更に運営企画委員会、第 3 回理事会で審議いただく」とのまとめがあり、協議の結果これを承認した。

(5) 鑑定人候補者リストについて

学会、医会の共同作業により、鑑定人候補者リストを作成するにつき、9月6日付で学会の教授、名誉会員リスト、医会のリストを基に、候補者リストへの掲載を応諾いただけるか、両会会長名で伺ったが、その結果がまとまった。[資料：庶務5 当日配付]

本件に関し**落合常務理事**から「本リストの取扱いについては、現在運営企画委員会内鑑定人小委員会石丸委員長が検討の上、第3回理事会で諮る予定としている。また、10月30日の第9回学会・医会ワーキンググループにて、裁判所からの具体的鑑定依頼事案について、学会・医会による鑑定人推薦委員会を設置し鑑定人を推薦するとの提案があった」との説明があった。学会・医会による鑑定人推薦委員会の設置につき、協議の結果これを承認した。

(6) 専門委員会あり方小委員会の最終答申について

落合常務理事から「本年6月15日の第2回理事会において、専門委員会あり方小委員会からの答申があり、この答申を持ち帰った上で意見があれば7月15日までに提出することになっていたが、特段の意見は寄せられなかった。

については来年度各専門委員会委員長、委員の改選を行う必要があり、遅くとも12月の第3回理事会には専門委員会の改革案を決める必要があるが、第2回理事会の小委員会答申を以て最終答申とし諮ることをお認めいただきたい」との提案があり、協議の結果これを承認した。

[資料：庶務 当日配付]

[. 官庁関係]

(1) 厚生労働省

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保険課から乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化普及啓発用ポスター及びブリーフレットが送付されてきた（10月21日）。

SIDSの普及啓発運動への本会の協力要請があった。

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室の新木室長から、厚生労働科学研究の一環として、診療各分野の医療安全対策の調査研究を行うにつき、本会に協力依頼があった（医会にも同様の依頼）。については本会窓口としての担当者を教えてほしいとの要請があった。

[資料：庶務6]

本件に関し、**野澤副会長**より経過説明があったが、既に厚生労働省は人選を済ませているとのことであり、本会としてはこれを承認するに止めることとした。

[. 関連団体]

(1) 日本産婦人科医会

10月30日に第9回学会・医会ワーキンググループを開催した。[詳細は学会改革推進本部の項目]

第29回日本産婦人科医会学術集会（熊本大会、10月12～13日）が開催され、本会から中野会長、野澤副会長が出席した。

(2) 日本哺乳動物卵子学会

同学会の生殖補助医療胚培養士資格認定制度発足後の第1回講習会並びに認定試験の結果の書面を受領した（10月15日）。[資料：庶務7]

本件に関し**野澤倫理委員長**から「臨床検査技師以外の国の資格を持たない者が、本会の認定している登録施設において胚培養を行う場合、誰が責任を取るのかという問題がある。この

点につき倫理委員会では本会から日本哺乳動物卵子学会に参画している委員を通じ、意見を言うていくことにした」と説明があった。

中野会長 から「学会で認定、登録した施設となれば資格の有無について学会が責務を負うのかという問題は確かにある」との発言があった。

佐藤 章常務理事 から「先の本会の倫理委員会では、本会として胚培養士としてのしっかりした資格を有した上で、それを国がサポートできるような形とするよう要望することになった」との補足説明があった。

武谷常務理事 から「しかし現時点、卵子学会のこの動きを受けて学会として生殖医療を行う施設の指定制度の規制や、生殖医療のガイドラインを設けることについては当面行わないことを確認している」との発言があった。

以上の発言を受け、**中野会長** から「本件については、今後執行部における注視事項として対応していくこととしたい」とのまとめがあり、これを承認した。

(3) 日本不妊カウンセリング学会

日本不妊カウンセリング学会設立準備委員会から本会宛 8 月 1 日付書面にて、11 月 2 日に日本不妊カウンセリング学会を設立する旨の連絡があり、第 4 回常務理事会で議論を行ったが、同学会設立に係わる記事が掲載された。[資料：庶務 8]

本件については、日本哺乳動物卵子学会と同様の対応を行うことを確認した。

(4) 日本産科婦人科内視鏡学会

日本産科婦人科内視鏡学会では、このたび技術認定制度規則(案)を作成し、明年 3 月から実施予定である。[資料：庶務 9]

本件に関し、同学会の理事長である**佐藤監事** から「近年、内視鏡による手術が多くなるのに伴い、色々と問題が出てきて技術認定の必要性が認識されてきた。内視鏡外科学会が技術認定制度に取り組むのと歩調を合わせ、産婦人科内視鏡学会でも技術認定制度を設けることとした。その制度案は配付資料の通りだが、あくまで技術認定の制度であって、専門医制度とは位置づけが異なっている。技術認定の更新は 5 年毎を考えており、実施時期は来年度を予定している。ついては、その技術認定を行うについて日本産科婦人科学会の専門医であることを前提条件としたいがこの許可をいただきたい」との報告及び許可依頼があった。

本件許可依頼について協議の結果、応諾することを承認した。また、内容的に常務理事会の協議を以て応諾の返事とすることを確認した。

(5) 日本学術会議

10 月 29 日に日本学術会議の在り方に関する説明会が開催され、吉田幹事長代行が出席した。[資料：庶務 10]

吉田幹事長代行 から「説明会でのポイントは、総合科学技術会議における日本学術会議に関する専門調査会の中間まとめと日本学術会議が設置している日本学術会議の在り方に関する委員会との相違にあった。その相違は、設置形態及び所管、会員と連携会員の規模・選出方法、自律制の尊重という点にあり、専門調査会の中間とりまとめに日本学術会議は危機感を募らせているようだった。ついては日本学術会議から専門調査会の中間とりまとめへのパブリックコメント期間中に、各学協会から忌憚のない意見を述べてほしいとの要望があった」との説明があった。

引き続き第 18 期会員である**青野監事** から「この話は行政改革と関連している。総合科学技術会議からは日本学術会議を国から独立した機関とし、財政的にも自助努力をすること、また

科研費についての権限を縮小するなど突きつけられ、同会議はまさに存亡の危機に立っている。

総合科学技術会議の検討の進捗状況によっては、明年 7 月に行われる第 19 期会員の選出にも影響が及ぶことが考えられる」と補足説明があった。

本件について、今後青野監事から引き続き情報をいただき、対応していくことを確認した。

2) 会 計 (佐藤郁夫理事)

(1) 会費納入状況

9 月 30 日現在の会費納入状況は、在外会員 43 名、保留者 0 名を含め、会員数 15,967 名、会費納入者数 14,115 名 (納入率 88.4%) であった。

(2) 会費納入状況等に関する地方部会宛通知

9 月 30 日現在の会費納入状況に会員台帳、会員索引を添え、未納会費納入の依頼、会費の送金方法、入退会の取扱い、住所移動等の取扱い、住所不明者の照会等を 10 月 18 日に送付した。

(3) 職員給与の改定

本年 8 月の人事院勧告 (月給 2.03% 引き下げ、賞与年間 0.05 カ月分引き下げ) に準じて、職員給与の 4 年連続の引き下げ改訂を行う。

(4) 平成 14 年度及び 15 年度予算査定委員会の設置について

佐藤郁夫常務理事 から「11 月 12 日に各部署及び各委員会に平成 14 年度の予算見込及び平成 15 年度の事業計画と予算の概算要求について提出依頼を行う。また、予算査定委員会を設置し、12 月下旬に各部署、各委員会から提出された事業、予算の第 1 回査定を行う。予算査定委員会メンバーは、会計理事会メンバーの他、会長、次期会長、学会改革推進本部本部長、副本部長としたい」との報告及び提案があった。

本件につき協議の結果、事業計画、予算計画作成の手順及び予算査定委員会の設置及びメンバー構成につき承認した。

3) 学 術 (荒木 勤理事)

(1) 第 55 回学術講演会一般演題の審査について

荒木常務理事 から「11 月 1 日、学術企画委員会による第 55 回学術講演会の一般演題の群別、細分、査読者の割り当て、オンライン査読の依頼と開始の通知等に関する打ち合わせを行った。

10 月 1 日の締切時には一般演題 1,280 題、IS 国内 59 題の計 1,339 題の応募があった。うち 15 題は重複登録であったが、担当校が応募者に連絡したり、応募者自ら重複に気付いたため、15 題とも削除された。

11 月 1 日の学術企画委員会では、一般演題 1,265 題、IS 国内 59 題の合計 1,324 題につき審査が行われた。

1 題は不完全抄録であり、担当校が事前に応募者に連絡を試みたところ、入院中で連絡が取れずとのことであり、同委員会で検討の結果、これを失格とした。また、特定施設名が記載されたものが 4 題、倫理的に問題あるものが 2 題あり、各応募者に照会したところ、いずれも取り下げの意向があり、6 題とも取り下げとなった。

結果として、1,317 題 (IS 国外除く) につきレフリーにオンライン査読の依頼をした。なお、レフリー査読期間は 11 月 7 日～20 日までとなっているので特段の協力をお願いしたい」との報告があった。協議の結果これを承認した。

(2) 第 55 回学術講演会一般演題の演題採点表のチェック及び群別採点表予備審議等について 一般演題の演題採点表のチェック及び群別採点表予備審議を通信にて行う。

第 2 回 IS 委員会を 12 月 5 日に開催する。

(3) 第 2 回総会会場固定化検討小委員会の開催

荒木常務理事 から「12 月 5 日に開催し、その協議結果を以て 12 月 6 日、7 日の学術企画委員会及び第 3 回理事会で提案をさせていただく予定である」との報告があった。

4) 編 集 (田中憲一理事)

(1) 論文採用状況 (カッコ内は受領数)

(10 月採用状況)

和文：原著 3 (4)、速報 0 (0)、診療 14 (14)

(2) 会議開催

編集会議：11 月 11 日に開催する。

(3) 厚生労働省医薬局安全対策課長からの通知を掲載

アストラゼネカ (株) の抗悪性腫瘍剤「ゲフィチニブ」に関し、緊急安全性情報の通知を受領した (10 月 18 日)。

三菱ウェルファーマ (株) のその他の中枢神経系用薬「エダラボン」に関し、緊急安全性情報の通知を受領した (10 月 29 日)。

(4) 学会・研究会等の案内掲載依頼

日本医学会だより No.28

(5) 学会誌表紙のデザイン改訂についてのアンケート実施について

学会誌表紙改訂の 5 つのデザインにつき、全役員、議長団、幹事各位にアンケートを実施した。

田中常務理事 から「5 つのデザインのうち多数が良しとするデザインが 1 つあった。最終的には 12 月の編集理事会で協議の上、第 3 回理事会で諮りたい」との報告があった。

(6) JOGR のあり方に関するアンケートの実施について

編集担当理事各位に JOGR のあり方に関するアンケート調査を実施した。

上記同様その調査結果を以て 12 月の編集理事会で協議の上、第 3 回理事会に諮ることが**田中常務理事** から報告された。

(7) 学会誌に掲載された論文の取消し又は共著者削除の依頼の件について

田中常務理事 から「既に掲載の論文の取消し又は共著者 1 名の削除依頼があった。既に掲載されたことでもあり論文の取消しは不可能であるが、共著者 1 名の削除については、掲載の誓約書にサインを確認しないまま掲載したという事務のミスもあり、正誤表での対応としたい」との報告、提案があった。

本件につき以下の質疑があった。

中野会長 「どこに責任があるのか」

田中常務理事 「事務局としては、著者との再三の校正の中で特に訂正削除の申し出がなかったのもそのまま掲載とした。ただ、誓約書のサイン未確認という問題は残る」

中野会長 「正誤表とするには責任を認めた上で行わなくてはならないのではないか」

佐藤 章常務理事 「なぜこの顛末になったのかの理由がはっきりしない。1 名がなぜ共著者として名を連ねたくなかったのか判然としない。著者から理由を付した書面等をいただいたのか」

藤井副会長 「サイン未確認ならば学会にも非があるのではないか」

佐藤 章常務理事 「サインがないのは他の著者も承知していたことではないか。まして、再三の校正の中で事務局に削除するよう要請する機会は何度もあったと思う」

高桑幹事 「某著者の意思で共著者とされた全てを掲載したが、その後 1 人の著者から某著者に掲載後にクレームがついたのが真相のようだ。事務局では何度も某著者と校正を行っている」

藤井副会長 「経緯が理解できた」

村田常務理事 「これはむしろ先方内部の問題ではないのか」

以上の質疑を踏まえ、**中野会長** から「業務遂行上どこに非があったのかははっきりさせる必要がある。編集においてもう少し事実関係を調べた上で、報告を願い対応を決めたい」とのまとめがあり、これを承認した。

5) 渉 外 (村田雄二理事)

[FIGO 関係]

村田常務理事 から「FIGO2003 組織委員会 E.Polak 氏から中野会長宛に学会のオンラインについて E-mail を受領した(10月29日付)。内容は、日本産科婦人科学会の会員のメールアドレスを知らせてほしい。もしくは会員に 2003 Congress office のメールアドレス (efigo@eventsintl.com) を知らせてほしい。アドレスのない会員には添付書類を送ってほしい。

オンライン登録の利点は

1. 学会のプログラムのオンライン送付

(1) 会員のスペシャルティーや興味ある分野に関する情報送付

(2) 学会での個人的なスケジュールに関する情報送付

(抄録、ポスター、シンポジウム、展示などの情報)

(3) 学会の登録や抄録の受付

(4) その他学会関連のイベント情報

などを挙げている」との報告があった。

本件につき以下の発言があった。

中野会長 「先方の要望通り本会の会員のメールアドレスをバルクでお知らせして良いものなのか」

佐藤 章常務理事 「本会は現在 25%のほどの会員がメール登録をしているが、会員の承諾なしに先方に知らせるわけにはいかない」

村田常務理事 「各承諾を取る手続きは大変である。ニーズがある個々人が FIGO にアクセスしていただく方が良いのではないか」

本件質疑を踏まえ、本会としては FIGO には会員のメールアドレスをバルクでお知らせしないことを連絡するとともに、会員には個々に対応してもらおうよう広報することとした。

[AFOG 関係]

本年度から発足する Urogynecology 委員会の Chairman である台湾の Prof. Su からこの委員会に日本から委員を 1 名選出してほしい旨の文書を受領した (10 月 28 日)。

本件については推薦を渉外で受け付けた上で、渉外、学術で協議の上、候補者を選出し会長、両副会長の承認を以て委員を選出することとした。

[ACOG 関係]

とくになし

[その他]

村田常務理事 から「共産党大会のため会場変更のハプニングはあったが、日中医学大会 2002 (11 月 3 日～11 月 6 日) が開催された。産婦人科分科会は 2 日間にわたり開催され、本会側より 8 名参加した」との報告があった。

6) 社 保 (西島正博理事)

(1) 外保連から「手術の施設基準」に関するアンケートの結果を受領した (10 月 7 日)。

[資料：社保 1]

(2) 厚生労働科学研究「診療ガイドラインの評価に関する研究」研究班から本会の診療ガイドラインについての調査協力の依頼 (10 月 16 日) があり、対応した。

(3) 日本医療機能評価機構から本会の診療ガイドラインについての調査協力依頼 (10 月 18 日) があり、対応した。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 地方委員会の所在地・専用口座確認

機関誌第 55 巻 1 号～5 号に掲載する地方委員会所在地・専用口座の確認を本会地方委員会宛に 10 月 22 日付で依頼した。

(2) 専門医認定制協議会の有限責任中間法人化に伴い、入社届を提出することについて

10 月 7 日に第 3 回評議員会が開催され、専門医認定制協議会の有限責任中間法人化が決定された。これに伴い、各学会は新機構に入社届を提出することになり、本会へも入社届提出の要請があった。[資料：専門医制度 1]

武谷常務理事 から「専門医の広告規制緩和の動きの中で、専門医認定制協議会の役割が増してきたが、同協議会としてより社会的に認知されるため、かねてから法人化の道を探っていた。しかし、新規に公益法人になるには厳しい制約があり、より簡略化した形で法人となれる中間法人を設立することにした。この設立によって、基幹学会以外での学会でも法人化を取得せずとも専門医認定制協議会を通じて専門医制度を施行する道が開けることにもなるう。

については本会として入社届を提出し、社員となる手続を取りたい」との説明及び提案があった。

本件に関し以下の質疑が行われた。

荒木常務理事 「本会や内科学会を除き、基幹学会の殆どは既に入社手続きを行い社員となっている」

佐藤 章常務理事 「現在、法人化していない学会が専門医認定制協議会に入ることによって自動的に法人化を認められることになるのか」

荒木常務理事 「そういうことではない。専門医認定制協議会自身が法人化するという話である」

野澤副会長 「社員数はどの位になるのか」

荒木常務理事 「日本医学会に入っている 90 有余の学会が社員になる見込みである」

以上の質疑を踏まえ、本会として専門医認定制協議会の中間法人の社員となる手続を進めることを承認した。

(3) 「卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修カリキュラム(案)」について

武谷常務理事 から「新医師臨床研修制度において産婦人科が必修となったことに伴い、10月8日に落合、田中両常務理事が、厚生労働省医政局医事課中島課長と面談し、学会・医会新医師臨床研修制度検討ワーキンググループが策定したカリキュラム(案)につき事前に打診を行った。

その際、同課長から当該カリキュラム(案)を評価し、今後の卒後研修指導医養成プログラムに反映させたいとの意向が示された。また同時に3カ月、6週間の二通りの研修期間モデル案を作成するよう要請があった。[資料：専門医制度2]

この要請を受け、学会・医会新医師臨床研修制度ワーキンググループにおいて、3カ月、6週間二通りの研修期間のモデル案を追加作成した。[資料：専門医制度3]

また、10月22日付で厚生労働省は卒後臨床研修に関する素案を公表し、11月21日までに当該素案に対するパブリックオピニオンを求めるとした。[資料：専門医制度4]

厚生労働省素案は、本会・医会が考えるカリキュラム案と一部異なっている項目や、欠落している項目があるので理事全員にご意見を伺い、期日までに本会としてのパブリックオピニオンを提出したいと思っている」との報告があった。

中野会長 「厚生労働省素案には例えば経験すべき症状などに欠落しているところはかなりある。武谷常務理事、矢野幹事において厚生労働省素案における欠落箇所を点検の上、また各理事からの指摘を踏まえ、パブリックオピニオンとしてまとめてほしい」

中野会長 「ところで本会・医会作成のカリキュラム案は厚生労働省に提出済であるか」

落合常務理事 「正式にはまだ未提出である。ただ、現在厚生労働省担当者のもとで検討されており、その指示を待って修正を加え提出する予定である」

本件質疑を踏まえ、**中野会長** から「11月21日の期日までに、学会・医会長連名でのカリキュラム(案)とパブリックオピニオンの両方を提出できる手続きとしてほしい」とのまとめがあり、協議の結果これを承認した。

(4) 会員カード導入について

落合常務理事 から「専門医制度にも係わる会員カード導入については6月15日の第2回理事会において前向きに検討することを再確認し、その後、意見聴取期間の中でも特に異論は寄せられなかった。については、庶務担当としては一挙に全面導入は難しいと思うので、まずは試行導入(導入を希望する地方部会)をしたいと思っている」との提案があった。

武谷常務理事 「その導入におけるメリット、デメリットを量る意味で、限定的、試行的に導入することには賛成である」との発言があった。

本件につき協議の結果、会員カード導入につき試行的、限定的に導入する方針を承認した。

8) 倫理委員会 (野澤志朗委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(9月30日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：登録 78 施設
体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：登録 574 施設
ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：登録 399 施設
パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号(平成 6 年 8 月)において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設
顕微授精の臨床実施に関する登録申請：登録 307 施設
非配偶者間の人工授精の臨床実施に関する登録：登録 27 施設
着床前診断に関する臨床研究施設登録：0 施設

(5) 委員会開催

倫理委員会：第 6 回倫理委員会を 11 月 8 日に開催した。
倫理審議会：第 6 回倫理審議会を 10 月 25 日に開催し、「諮問事項 精子・卵子の提供は匿名の第三者に限る点」に関し有識者ヒアリングを実施した。
生殖医療部会 遺伝カウンセリング小委員会：第 2 回委員会を 10 月 10 日に開催し、産婦人科遺伝カウンセリング指導医(生殖)の資格及び講習会について日本人類遺伝学会、日本遺伝カウンセリング学会、臨床遺伝専門医認定制度委員会の代表者を交え協議した。
関連学会連絡会：11 月 7 日に開催され、生殖関連の諸問題や本会の会告案等に対し生殖関連学会の代表者との協議を行った。

(6) 産婦人科遺伝カウンセリング指導医(生殖)について[資料：倫理 1]

上記生殖医療部会 遺伝カウンセリング小委員会での協議に関し、**野澤倫理委員長** から「昨年 8 月に開催された生殖・遺伝カウンセラー講習会の総括を踏まえ、産婦人科指導医(生殖)の役割、講習会の参加及び実施、本資格取得の本会会員のメリットからなる産婦人科遺伝カウンセリング指導医(生殖)について(案)を作成した。詳細については今後の協議で詰めていくが、本日はこの方向性につき承認いただきたい」との提案があった。

本件に関し**藤本監事** から「最近、日本看護協会において幾つかの専門認定看護師の中に不妊看護師を作ろうという動きがある。その意味で日本看護協会とは是非強力なネットワークを築いてほしい」との要望が出された。

本件につき協議の結果、カウンセリング指導医(生殖)についての方向性につき承認した。

(4) 生殖関連学会代表者による「生殖補助医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループ」の設置について

野澤倫理委員長 から「現在、生殖に関連する色々な資格制度ができてきているが、それらの資格制度はある程度整合性を持つべきとの観点から、生殖関連の学会による生殖補助医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループを設置したいと思っている。ついては設置の方向性につき承認いただきたい」との提案があった。

協議の結果、その設置の方向性につき承認した。

(5) 「疫学研究に関する倫理指針」について[資料：倫理 2]

野澤倫理委員長 から「本年 6 月に文部科学省、厚生労働省より『疫学研究に関する倫理指針』が発表された。本会の実施している登録業務がこの指針に該当すると思われる」との報告があった。

これに関し、**佐藤 章周産期委員長** から「本会が行っている登録業務のうち臨床統計は、個人情報保護の観点からこの倫理指針に従うべきと考える。周産期委員会、生殖内分泌委員会、腫瘍委員会の登録はこの指針の対象となる。各施設で口頭の IC と同時に施設内倫理委員会での承認が必要となる。施設内倫理委員会のない登録施設の場合、倫理審査委員会を本会が代行する必要がある。本指針の細則で倫理審査委員会は外部委員を必要としている。本会の倫理審議

会で審査は可能か」との報告、提議があった。

本件に関し以下の議論があった。

野澤倫理委員長 「本会の倫理審議会での審査はなじまないのではないか」

中野会長 「社団法人である本会が行う登録にこの指針の対象となるか。文部科学省、厚生労働省に確認する必要がある」

村田常務理事 「何らかのシステムが本会にも必要だ」

藤本監事 「新生児マススクリーニング、がん登録がこの指針の対象となるかもしれない。是非確認していただきたい」

以上の議論を経て、庶務より文部科学省、厚生労働省に確認した上、更に検討していくことが承認された。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 広報委員会 (佐藤 章委員長)

(1) 「一般診療科におけるうつ病の予防と治療のための委員会」より本会とのホームページの相互リンクの依頼があった。

協議の結果、これを承認した。

(2) 10月30日に第2回情報処理小委員会を開催した。

佐藤 章常務理事 から「平成16年度からの登録業務の一元化に向けて3業者からプレゼンテーション、見積もりを受けた。については、システム採用、業者選定等の本会における決定はどこで行うことになるのか。総会の決議を得る必要があるか」との報告及び伺いがあった。

本件に関し**中野会長** から「執行部の責任で行えると思う。理事会の承認で良いと思う」

落合常務理事 から「情報処理小委員会から提案され、運営企画委員会の答申としてそれを理事会で諮るという手続きでよろしいかと思う」との発言があり、協議の結果、明年に入ってから情報処理小委員会からの提案につき理事会で審議することとした。

2) 学会のあり方検討委員会・学会改革推進本部 (藤井信吾委員長・本部長)

(1) 会議開催

10月7日に第3回学会のあり方検討委員会を開催した。

[資料：学会のあり方検討委員会1 当日配付]

11月11日に第4回学会のあり方検討委員会を開催する予定である。

藤井委員長 から「第3回学会のあり方検討委員会において、学会のあり方検討委員会内サブスペシャルティ調整委員会の設置をメンバーを次のように決めた。

生殖・内分泌部門：麻生 武志、武谷 雄二、丸尾 猛、矢野 哲

周産期部門：岩下 光利、西島 正博、村田 雄二、斎藤 克

腫瘍部門：落合 和徳、田中 憲一、野澤 志朗、岡本 愛光

同サブスペシャルティ調整委員会の第1回会合を11月11日に行う予定である」との報告があった。

(2) 学会・医会ワーキンググループについて

10月30日に第9回学会・医会ワーキンググループを開催した。

[資料：学会改革推進本部1 当日配付]

落合常務理事 から第9回学会・医会議事録に基づき概要の説明が行われた後、「議事録にある学会・医会による鑑定人推薦委員会については、会長から屋上に屋を重ねないようにとの指示もあり、運営企画委員会内にアドホック的に設置することを考えているが、予算化が必要な場合改めて相談したい」との補足説明があった。

(3) 学会改革推進本部からの第1次中期目標・計画の進捗状況報告依頼について

[資料：学会改革推進本部 2]

藤井委員長 から「12月7日の第3回理事会においては各部署からの進捗状況報告に基づき、報告、協議事項をよく整理の上、効率的な審議をお願いしたい」との要請があった。

・ 協議事項

1) 第55回総会並びに学術講演会について

進捗状況の説明がなされた。

2) 平成14年度第3回理事会次第(案)について

の協議事項に学会改革推進本部の項目を加えた上で、これを承認した。

3) 第55回総会運営に関する改革(案)[議長団]について[資料：その他]

高山総会議長 から「第55回の総会運営に関し議長団より提案がある。総会運営上の改革案であるが、第1に代議員座席について採決時の人数把握の必要及び代議員以外の会員の混入を防ぐため旧来のブロック別指定席の形態に戻したい。第2に開会後は議長の判断により代議員の入場打ち切り、議場閉鎖を行いたい。第3に代議員に対し分かり易い総会資料とする。第4に業務報告・事業報告を一本化するなど、効率的な運用に努めること。第5に総会中の議事中断を避けるため、予算決算委員会の総会中開催を取り止めるというものである」

松岡副議長 から「本改革案は通信による会長、副会長、庶務との協議を踏まえ、議長団がまとめ作成したものである。前回の定款改定により新たに「書面表決」による出席が規定されたことから、従来の委任状のままでは法的に不備となるため、顧問弁護士とも相談し委任状の内容を変更した。次に高山議長が報告した通り、業務・事業報告の一本化、代議員席のブロック別による採決の効率化により極力時間の短縮化を図り、これまで以上に質疑に時間を当てるといねらいがある。また、議長権限をより明確化する形で議場閉鎖などを打ち出したが、あまり強制的な運営はしないつもりである。

もう一点、資料の議長団改革案には触れていない、私の個人的見解にわたるが、登壇の人数について現在の51名はいかにも多すぎる。減らしてはどうかと考えている。その理由は、簡素化し改革の姿を示す意味合いと、名誉会員、功労会員、学会学術賞授与の前の会場整理の効率化を図るねらいからである」との補足説明があった。

本件につき以下の質疑があった。

中野会長 「ここで決める話か」

松岡副議長 「総会運営については議長団にお任せいただける事項と考えているが、理解をいただきたく報告させていただいた」

落合常務理事 「総会の運営に関しては大方、議長団の判断に委ねられているが、総会運営内規によると総会運営委員会に諮る必要ありと思う」

中野会長 「第55回会長として総会運営については無関心ではおれないが、本日はこのような改革案が議長団において検討が進められていることを承知しておきたい」

以上